

照査者	設計者

令和 7 年 度

羽黒町荒川地内径150㎜配水管更新工事設計書

設計書番号		施工年度	令和7年度
設計書名称	羽黒町荒川地内径150耗配水管更新工事		
設計書場所	鶴岡市羽黒町荒川地内		
施工主		設計書概要 φ 150HPPE布設 L=57.2m φ 75 HPPE布設 L= 6.2m φ 75仕切弁設置 N= 1基 消火栓撤去・再設置 N= 1基 給水管分岐替え N= 1件	
設計区分			
路線名			
設計書期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
設計書日数	日		
部 課 名	上下水道部水道課		
積算担当			
合計額			
設計書価格			
消費税相当額			

設 計 書 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計書費	開削工事及び小口径推進等					4週8休	労務費 1.04 機械賃料 1.02	場所区分：一般交通影響あり②
		配水管工事費		式	1			第 1号内訳書
		消火栓工事費		式	1			第 2号内訳書
		給水管工事費		式	1			第 3号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費	(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする
工事価格								
消費税相当額								

第 1号		配水管工事費					1式当たり	内訳書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
配水管資材費		式	1			第 1号明細書		
配水管労務費		式	1			第 2号明細書		
配水管土木工事費		式	1			第 3号明細書		
配水管舗装復旧費		式	1			第 4号明細書		
配水管安全費		式	1			第 5号明細書		
計								

第 1号

配水管資材費

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配水用ポリエチレン管	150mm×5.0m プレソント	本	12			R7年水道単価
EFソケット	150mm	個	11			R7年水道単価
EFチース(両受型)	150mm×75mm	個	1			R7年水道単価
PE用管栓帽	150mm	個	1			R7年水道単価
水道用ポリエチレン管	25mm 0.423kg/m	m	2.5			R7年水道単価
ブッシング	白 50mm×25mm	個	1			R7年水道単価
PP金属継手オス(耐震型)	25mm	個	2			R7年水道単価
ディスク入バルブ	25mm	個	1			R7年水道単価
カ型管栓帽(DIP用管栓帽) 離脱防止金具付	75mm	組	1			R7年水道単価
水道管用明示テープ	30mm×20m	m	57.2			R7年水道単価
水道管用管明示シート	150mm タブル	m	57.2			R7年水道単価
計						

第 2号

配水管労務費

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポリエチレン管(融着接合)据付工	呼び径 150	m	57.2			第 1号単価表
ポリエチレン管(融着接合)継手工	呼び径 150、2口継手	箇所	11			第 2号単価表
ポリエチレン管(融着接合)継手工	呼び径 150、1口継手	口	2			第 3号単価表
ポリエチレン管継手工(メカニカル継手)	呼び径 75	口	1			第 4号単価表
ポリエチレン管継手工(メカニカル継手)	呼び径 150	口	1			第 5号単価表
ポリエチレン管切断	呼び径 150	口	1			第 6号単価表
ポリエチレン管据付工	呼び径 25	m	2.5			第 7号単価表
ポリエチレン管切断	呼び径 25	口	2			第 8号単価表
ポリエチレン管継手工	呼び径 25	口	5			第 9号単価表
小口径管ねじ込み接合	呼び径 25	口	5			第 10号単価表
管明示シート工		m	57.2			第 11号単価表
管明示テープ工	φ 150	m	57.2			第 12号単価表

第 3号		配水管土木工事費					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	138.3					
	舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下							
舗装版直接掘削・積込、舗装厚10cm以下	山積0.28m ³ (平積0.2)	m ²	40				第 13号単価表	
発生土処理(As塊、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離10.0km以下	m ³	2				第 14号単価表	
アスファルト塊処分費	50×50×20cm以下	m ³	2			日本海アスコン共同企業体		
バックホウ掘削積込	山積0.28m ³ (平積0.20)	m ³	37				第 15号単価表	
発生土処理(土砂、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離6.5km以下	m ³	37				第 16号単価表	
建設発生土受入料金(改良不要土)	コン指数≥800kN/m ² 、(一社)庄内田川建設発生土リサイクル協会	m ³	37			庄内地区		
砂基礎工(人力施工)		m ³	4			A-1-21	第 17号単価表	
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	山積0.28m ³ (平積0.2)	m ³	23				第 18号単価表	
上層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=20cm、施工層数=2、RC-40	m ²	2				第 19号単価表	
上層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=20cm、施工層数=2、M-40	m ²	39				第 20号単価表	
アスファルト舗装工(車道及び路肩)	1層当り、t≤50mm(t=50mm)、再生密粒度アスコン(13F)	m ²	40			※瀝青材(Pコート)	第 21号単価表	

第 3号

配水管土木工事費

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊ブロック舗装	撤去	m ²	0.54			
	作業区分:撤去					
特殊ブロック舗装	再利用設置	m ²	0.54			
	作業区分:再利用設置					
ポンプ据付・撤去工	口径50mm、揚程5m×1~2台	現場	1			A-1-66 第 22号単価表
ポンプ運転工（作業時排水、発動発電機）	口径50mm、揚程5m×2台	日	2			A-1-66 第 23号単価表
舗装版切断 濁水処理費		m ³	1			R7年土木単価
殻運搬	舗装版破碎、機械積込(小規模土工) 、無し、28.5km以下	m ³	1			
	殻発生作業:舗装版破碎 積込工法区分:機械積込(小規模土工) DID区間の有無:無し					
	運搬距離:28.5km以下					
計						

第 4号		配水管舗装復旧費					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	122					
	舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下							
舗装版直接掘削・積込、舗装厚10cm以下	山積0.28m ³ (平積0.2)	m ²	168				第 13号単価表	
発生土処理(A s 塊、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離10.0km以下	m ³	9				第 14号単価表	
アスファルト塊処分費	50×50×20cm以下	m ³	9			日本海アスコン共同企業体		
不陸整正工	施工幅1.8m以上、1層当り	m ²	168			補足材なし	第 24号単価表	
表層(車道・路肩部)	1.4m以上3.0m以下、t=50、再生密粒度アスコン(13F)	m ²	168			プライムコート PK-3		
	平均幅員:1.4m以上3.0m以下 1層当り平均仕上り厚:t=50 材料:再生密粒度アスコン(13F)							
	瀝青材料種類:プライムコート PK-3							
区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪 補正無	実線 15cm 制約無,排水性舗装でない ,供用区間	m	29			文字15 c m換算	第 25号単価表	
計								

第 6号

消火栓資材費

1式当たり

明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配水用ポリエチレン管	75mm×5.0m プレソレント	本	1			R7年水道単価
EFソケット	75mm	個	1			R7年水道単価
DK用PE異種管継手	75mm	個	1			R7年水道単価
離脱防止金具K形	75mm 耐震性能A級3DkN以上	組	1			R7年水道単価
PE両受形ソフトソール弁(メカニカル)	75mm	個	1			R7年水道単価
鶴岡市テーパ型仕切弁筐(消火栓用、 弁筐蓋:赤着色)	土被り700用	組	1			R7年水道単価
水道管用明示テープ	30mm×20m	m	6			R7年水道単価
水道管用管明示シート	150mm ダブル	m	5.6			R7年水道単価
高麗芝		m ²	3			
計						

第 7号		消火栓労務費					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
ねじ式弁筐設置	A、B形 3号、底版使用	箇所	1				第 26号単価表	
鋳鉄製仕切弁設置(機械力、縦型)	呼び径 100mm以下	基	1				第 27号単価表	
ポリエチレン管(融着接合)据付工	呼び径 75	m	5.6				第 28号単価表	
ポリエチレン管(融着接合)継手工	呼び径 75、2口継手	箇所	1				第 29号単価表	
ポリエチレン管継手工(メカニカル継手)	呼び径 75	口	1				第 4号単価表	
メカニカル継手(特殊押輪を使用)	呼び径 75以下、施工条件(指数計 0)	口	1				第 30号単価表	
消火栓設置(機械施工)	地上式、単口	箇所	1				第 31号単価表	
消火栓撤去(機械施工)	地上式、単口	箇所	1				第 32号単価表	
鋳鉄管切断のみ(全継手)	呼び径 75、エンジンカッター使用	口	1				第 33号単価表	
管明示テープ工	φ 75	m	6				第 34号単価表	
管明示シート工		m	5.6				第 11号単価表	
ねじ式弁筐撤去	A、B形 3号、底版使用	箇所	1				第 35号単価表	
鋳鉄製仕切弁撤去(機械力、縦型)	呼び径 100mm以下	基	1				第 36号単価表	

第 8号		消火栓土木工事費					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	6.4					
	舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下							
舗装版直接掘削・積込、舗装厚10cm以下	山積0.28m ³ (平積0.2)	m ²	1				第 13号単価表	
発生土処理(As塊、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離10.0km以下	m ³	0.1				第 14号単価表	
アスファルト塊処分費	50×50×20cm以下	m ³	0.1			日本海アスコン共同企業体		
バックホウ掘削積込	山積0.28m ³ (平積0.20)	m ³	6				第 15号単価表	
発生土処理(土砂、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離6.5km以下	m ³	6				第 16号単価表	
建設発生土受入料金(改良不要土)	コン指数≥800kN/m ² 、(一社)庄内田川建設発生土リサイクル協会	m ³	6			庄内地区		
砂基礎工(人力施工)		m ³	0.3			A-1-21	第 17号単価表	
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	山積0.28m ³ (平積0.2)、丘砂(砂丘砂)	m ³	4				第 41号単価表	
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	山積0.28m ³ (平積0.2)、発生土	m ³	2				第 42号単価表	
上層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=20cm、施工層数=2、M-40	m ²	1				第 20号単価表	
市松芝		m ²	3					

第 12号		給水管土木工事費					1式当たり	明細書
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	5.2					
	舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下							
舗装版直接掘削・積込、舗装厚10cm以下	山積0.28m ³ (平積0.2)	m ²	1				第 13号単価表	
発生土処理(As塊、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離10.0km以下	m ³	0.1				第 14号単価表	
アスファルト塊処分費	50×50×20cm以下	m ³	0.1			日本海アスコン共同企業体		
バックホウ掘削積込	山積0.28m ³ (平積0.20)	m ³	1				第 15号単価表	
発生土処理(土砂、DID区間なし)	4t車、山積0.28m ³ 積込、距離6.5km以下	m ³	1				第 16号単価表	
建設発生土受入料金(改良不要土)	コン指数≥800kN/m ² 、(一社)庄内田川建設発生土リサイクル協会	m ³	1			庄内地区		
管路埋戻(機械埋戻・バックホウ)	山積0.28m ³ (平積0.2)、丘砂(砂丘砂)	m ³	1				第 41号単価表	
上層路盤工	施工幅1.8m未満、施工厚=20cm、施工層数=2、M-40	m ²	1				第 20号単価表	
アスファルト舗装工(車道及び路肩)	1層当り、t ≤50mm(t=50mm)、再生密粒度アスコン(13F)	m ²	1			※瀝青材(Pコート)	第 21号単価表	
計								

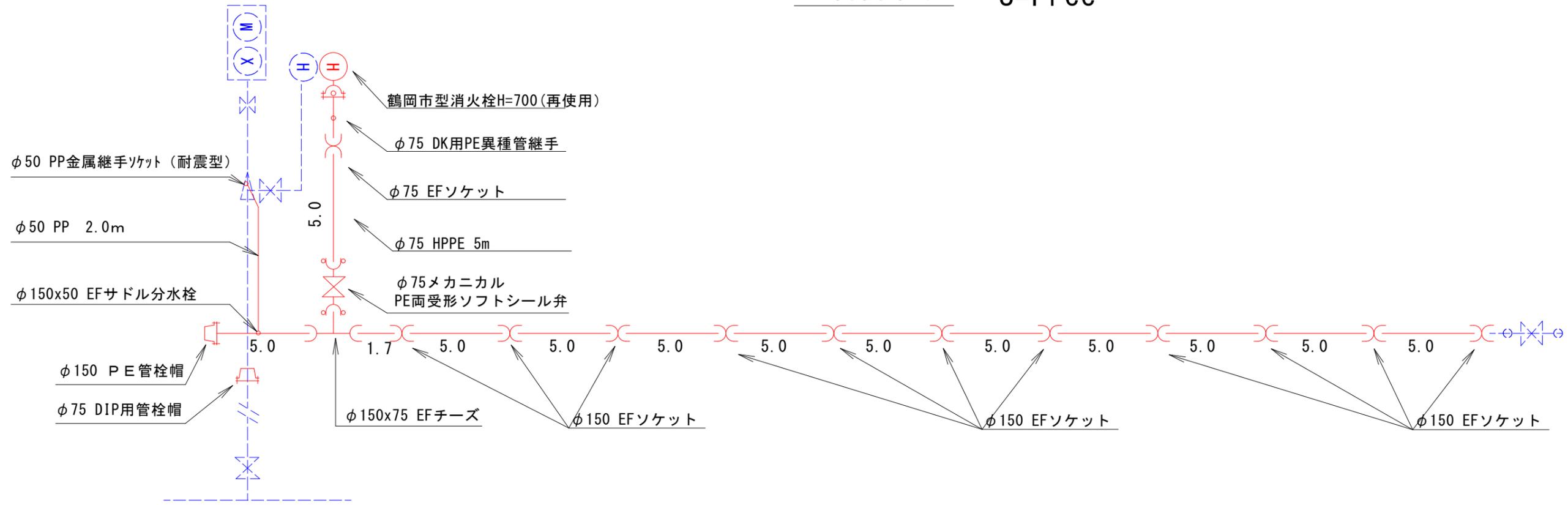
平面図



● 試掘 3箇所

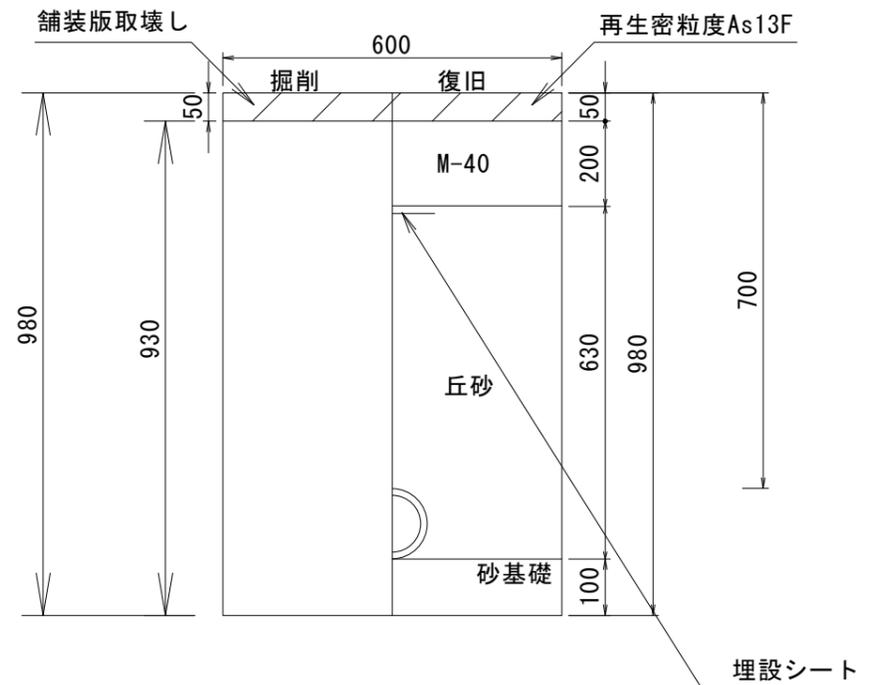
令和7年度	図番	1 / 2
工事名	羽黒町荒川地内径150耗配水管更新工事	
位置	鶴岡市羽黒町荒川地内	
図名	平面図	
縮尺	S-Free	鶴岡市上下水道部

配管詳細図 S=Free



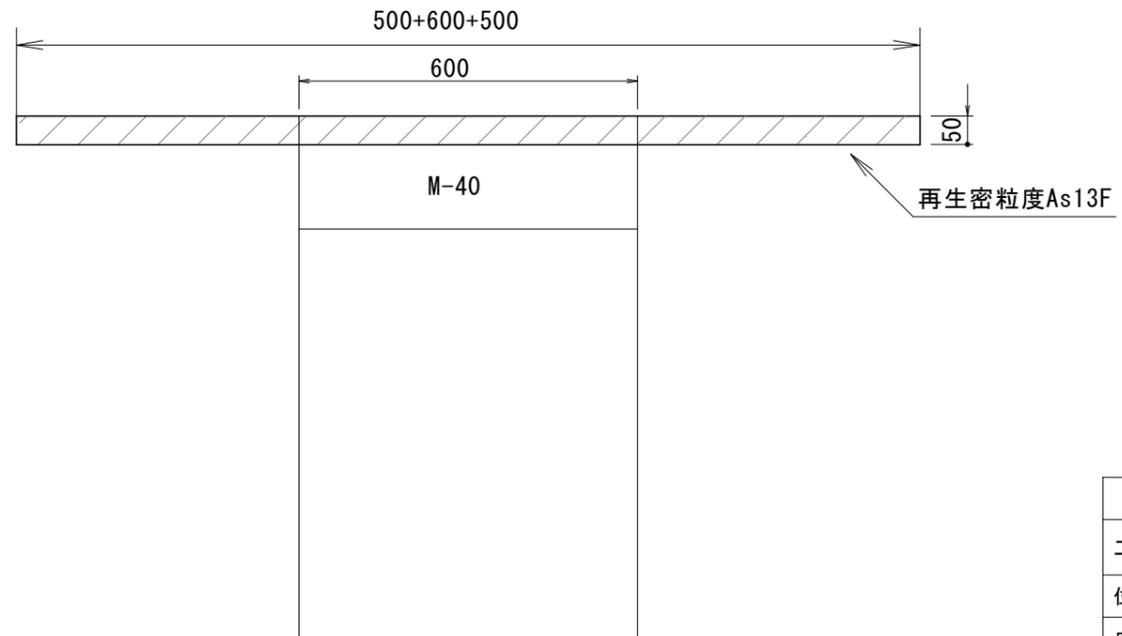
仮復旧断面図

S=1:25



本復旧断面図

S=1:25



令和7年度	図番	2 / 2
工事名	羽黒町荒川地内径150mm配水管更新工事	
位置	鶴岡市羽黒町荒川地内	
図名	配管詳細図	
縮尺	S=Free	鶴岡市上下水道部

令和 7 年度

羽黒町荒川地内径 1 5 0 耗配水管更新工事

一 般 仕 様 書

鶴岡市上下水道部 水道課

1. 仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「日本水道協会制定水道工事標準仕様書-土木工事編-（最新版）」、及び「山形県県土整備部制定共通仕様書（最新版）」に基づき実施しなければならない。

なお、工事期間中において、仕様書の一部改訂がなされた場合は改訂内容についても適用するものとする。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総 則

1-1. 工事種別

工事種別は水道施設工事とする。

1-2. 監理技術者の専任義務の緩和に係る取り扱い

1. 本工事において、建設業法第26条3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、「鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて」によるものとする。
2. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

1-3. 提出書類

受注者は、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

なお、下請計画（変更）報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もある。

1-4. 施工計画

事前に現地調査、試験掘削（以下「試掘」という。）（P10、2-4.4 参照）等を行い、設計図書と差異があった場合は工事打合簿に計画図（平面図・断面図・配管詳細図）を添付し、監督職員に提出し承諾を得ること。

なお、施工中に疑義が生じた場合はすみやかに監督職員に連絡し指示をあおぐこと。

1-5. 排出ガス対策型の建設機械

当該工事を施工するにあたり、排出ガス対策型の建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械の使用が出来ない場合は、その理由を書面により監督職員に提出し承諾を得ること。

なお、対策型を使用しない場合は変更の対象とする。

また、工事写真により使用機械を判定するため、現場との整合が図れるように記録すること。

1-6. 揚重作業機械

揚重作業機械については、クレーン車またはクレーン機能付バックホーを標準とする。

やむを得ず、その他の機械を使用する場合は、書面により監督職員の承諾を得ること。

1-7. 沿線住民への周知

工事着工前に施工箇所を示した住宅地図を添付した「工事のお知らせ」を作成し、監督職員の承諾を得てから地元の町内会長、沿線住民等の関係各所に配布すること。

また、交通規制を行う際には、前もって予告看板等を設置し周知を図るとともに、関係機関（幼稚園、保育園等）に通知すること。

1-8. 地下埋設物

すべての埋設物（下水道、電力、NTT、ガス及び情報管路等その他必要と思われる埋設物）について管理者に埋設状況の確認を行い、必要に応じて管理者との立会いを実施し、確認書の写しを監督職員に提出すること。

なお、NTTに関しては必ず管理者の立会いを求めること。

また、試掘が必要な場合は事前に監督職員と協議しなければならない。（P10、2-4.4 参照）

1-9. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材）は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれの条件を満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン（RC-40）として再資源化している再資源化施設

【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設（アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可）

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出先は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、マニフェスト（E票）の写しを提出すること。

【コンクリート塊】

設計	① 受入場所	②再資源化施設名	② 受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00~17:00
○	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00~17:00
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00~17:00
	鶴岡市馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00~17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00~17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00~17:00

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③ 受入時間
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00~17:00
	鶴岡市馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00~17:00
○	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00~17:00

3. 受注者は、自らの都合により前項の条件明示事項と別の方法等による場合においては、土木工事共通特記仕様書第 1 篇共通編 1-1-12 建設副産物第 2 項に規定する契約前の説明において説明を行うものとする。

なお、この場合において搬出予定の再資源化施設が第 1 項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。

また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。

4. 受注者は、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定により、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）廃棄物の再資源化等が完了した場合、共通仕様書で定める建設副産物処理結果報告書に特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用を追記し、監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、工事完了時に「再生資源利用計画書（実施書）」及び、「再生資源利用促進計画書（実施書）」の内容について、監督職員が別途指定する様式、データで提出すること。また、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画書及び、再生資源利用促進計画書の内容について『建設副産物情報交換システム-COBRIS-』（（財）日本建設情報総合センターWeb 版入力システム）に登録する場合は事前に監督職員と協議すること。
7. 建設資材廃棄物の搬出時には、過積載を防止し、運搬車輛に「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、産業廃棄物運搬の表示及び書面を備え付けること。

1 - 10. 残土受入地

本工事により発生する建設発生土は、田川砂利工業株式会社（勝福寺ストックヤード 住所：勝福寺前川原 125）とする。

設計計上した運搬距離と差異が生じた場合や処分費等が発生した場合は、変更協議の対象とする。

1 - 11. 工事名表示板に関する事項（安全確保関係）

工事名表示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。

なお、工事名看板記載の「工事期間」は現場施工期間とする。

また、発注者は「鶴岡市上下水道部 水道課」とする。

工事の種類	(例) 水道工事
工事内容の説明	(例) 水道管の新設工事をしています。

1 - 12. 交通安全に関する事項

現場状況を精査し、歩行者、自転車及び車輛等通行の際の安全確保のために交通誘導員を配置させ、安全管理に十分配慮した施工計画を策定すること。

また、通行制限については沿線住民に対しビラを配布する等十分周知し、協力を得るように努力すること。

なお、詳細については監督職員と協議しなければならない。

1 - 13. 事業損失に関する事項

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1 - 14. 施工時期、時間、施工方法の制限事項

本工事の作業時間帯は 8:30～17:00 とし、作業時間には準備、後片付け及び重機の移動時間も含むものとする。

また、作業時間帯に変更が生じる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1 - 15. 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

- I 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合またはそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- II 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
- III 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- IV 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1 - 16. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第 1 報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書（山形県、参考様式 5）を FAX、または E-Mail により提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わずすべて報告すること。
3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。
山形県のホームページ→組織別ページ→県土整備部→建設企画課→建設工事技術関連情報→土木工事共通仕様書について

1 - 17. 配管技能者等の配置について

1. 配水管技能者（一般継手または耐震継手登録）を配置すること。
2. 職業能力開発促進法第 44 条に規定する配管技能士及び同法 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者、公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等、当市で定める技能を有するものを配置すること。

1 - 18. 週休 2 日確保工事

1. 本工事は月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休 2 日確保工事である。実施にあたっては、鶴岡市建設工事「週休 2 日確保工事」実施要領に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休 2 日または完全週休 2 日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。
3. 受注者は、週休 2 日または完全週休 2 日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第 22 条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
4. 受注者は、やむを得ない理由で休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者に協議する。なお、完全週休 2 日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
5. 受注者は、週休 2 日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
6. 発注者は、当初積算において月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所に応じた経費補正を行っ

ているため、実際の現場閉所状況に応じた経費の補正を設計変更にて行うものとする。

7. 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
8. 発注者は、週休 2 日確保工事において、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休 2 日確保工事実施証明書」を受注者の求めに応じて発行するものとする。
9. 受注者は、工事名表示板に月単位の週休 2 日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



(図) 工事標示板への明示の例

1 - 19. ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後 4 時以降の打合せは行わない。

2 作業依頼の配慮

- (1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (2) 休前日（金曜日など）に休日明け日（月曜日など）が期限日の依頼をしない。
- (3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3 ワンデーレスポンスの再徹底

- (1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4 留意事項

- (1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限を確認し、合意を図る。
- (2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1 - 20. その他

1. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合、速やかに監督員に連絡し指示を仰ぐこと。
了解を得ずに増工（増額）したものについては変更の対象としない。
2. 建設業退職金共済組合に加入している場合は、「建設業退職金共済組合証紙購入報告」を提出すること。その他の退職金共済に加盟している場合は、加盟している退職金共済を確認できる書類を提出すること。

なお、当該工事期間中に建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、工事完成時に追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。また、工事完成時に建設業退職金共済組合の証紙の受払状況について確認できる書類を提出すること。

第 2 編 材 料 編

第 1 章 土木工事材料

1 - 1. 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材料名	規格	使用箇所	摘要
再生クラッシャーラン	40mm 以下	上層路盤	
再生アスファルト合材	密粒度 As13F	仮舗装、舗装復旧	

1. 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより再資源化された資材をいい、これら以外の材料（新材の碎石またはズリ等）が混合されていない状態のものをいう。
2. 路盤材に使用する再生碎石（RC-40）は下記の品質基準を満足するものとする。
 - ・路盤材 修正 CBR 値 40%以上

1 - 2. 購入土

購入土は、CBR12%以上とし監督職員の承諾を得なければならない。

1-3. 生コンクリート

工事に使用する生コンクリートは、高炉セメント（B種）を標準とする。

1-4. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	RC-40	鶴岡
骨材	M-40	鶴岡
土砂	丘砂（砂丘砂）	鶴岡

第2章 一般事項

2-1. 使用資材

JWWA 製品及び当課で承認した資材を使用することとするが、これによらない場合は監督職員の承諾を得てから使用すること。

2-2. 資材の発注

資材の発注については、現地調査、試掘（P10、2-4.4 参照）等を必ず行い、必要資材を確認したうえで行うこと。なお、不要資材が発生した際の返却に係る手数料等については原則受注者負担とする。

2-3. 工事材料の確認

市が一括承認済みの骨材等については、承認資料等の提出を省略できる。なお、使用材料は、納入された時に必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は返却等の処置を施すこと。確認時に不良品を発見した場合、手直し指示する場合がある。（例えば路盤材料の入替え。）

2-4. 資材の保管

使用資材は平坦な場所に敷いた緩衝材の上に保管することとし、直射日光や雨等を避けるためにシート等で覆い品質を確保すること。また、強風等で飛散することのないよう処置を施すこと。

2-5. 発生資材の管理

工事で発生した切管等の資材や仮設資材については工事完了後、速やかに監督職員に数量を書面により報告し、監督職員指定の場所へ運搬すること。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書第3篇土木工事共通編 1-1-2 監督職員による確認及び立会等により指定された工種に次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期
路盤工	上層路盤工	舗装復旧施工前
その他	監督職員が指示するもの	随時

第2章 一般施工

2-1. 舗装切断

舗装本復旧の舗装切断については直切りカッターを標準とする。

2-2. 濁水処理

1. 舗装版切断時に発生する濁水等については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、周囲に流出しないよう適正に処理を行わなければならない。
2. 「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注業者）は、その責任において適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること。
3. 濁水搬出完了後、当該濁水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

2-3. 舗装復旧

1. 舗装路面を掘削した場合は当日中に仮舗装を施工すること。
2. 舗装本復旧の復旧範囲については監督職員と協議すること。

2-4. 掘削土量の精算について

1. 土量の精算については、掘削断面毎にそれぞれの掘削延長を乗じた数量とする。
なお、掘削延長については管路布設平面延長を基本とする。
2. $\phi 75$ mm以上の管路を日々連続して布設する際の再掘削（前日配管完了部分）については次により計上出来ることとする。
 - ・再掘削計上数量＝ア)1箇所当たりの数量×イ)再掘削箇所数
 - ア)1箇所当たりの数量：ウ)該当口径ごとの掘削（配管露出）延長×エ)掘削断面
 - イ)再掘削箇所数：該当口径ごとの布設延長÷日当たり標準日進量（本工事は20m）
 - ウ)該当口径ごとの掘削（配管露出）延長： $\phi 150$ HPPE=550mm
 - エ)掘削断面：当該標準掘削幅×床付け深さ
3. 給水工事の分岐については本管布設時にサドル分水栓の施工を同時に行い、給水分岐施工時はサドル分水栓までの掘削深とすること。なお、サドル分水栓後付け施工時も同様の掘削深とする。
4. 試験掘削について
試験掘削については当初設計計上分（3ヶ所：標準1.0m×1.5m）以外については増工対象としない。但し、現場状況等により追加が必要と判断し、監督職員の承諾を得た場合はその限りではない。

2-5. 埋戻し時の転圧等について

1. 埋戻し材（砂）は20cm毎に十分ランマー等で転圧し、管理すること。
2. 下層路盤の1層仕上がり厚は20cm以下、上層路盤の1層仕上がり厚は15cm以下で施工し、管理すること。

2-6. 交通整理員の計上について

1. 交通整理員の計上については、日当たり標準施工延長を基準とし、現場ごとの条件を考慮して積算計上していることから、施工上大幅な変更が生じた場合以外は変更を行わない。
なお、交通整理員の日当たりの稼働時間は8時間（休憩時間含まず。）とし、稼働日数等が確認出来る書類を工事完成までに提出すること。

第4編 明示事項

第1章 施工及び管理

1-1. 管の布設及び接合

1. ダクタイトル鑄鉄管の施工は、日本ダクタイトル鑄鉄管協会発刊の接合要領によること。
2. 水道配水用ポリエチレン管の施工は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発刊の施工マニュアルによること。
3. 接合はすべての箇所においてチェックシートを用いて管理を行うこと。
4. ダクタイトル鑄鉄管及び水道配水用ポリエチレン管の接合について、管種、継手種類ごとに監督職員の立会を受けること。
5. 給水管の施工は（財）給水工事技術振興財団発行の給水装置工事の手引き及び使用資材メーカー等で定める施工手順、技術資料により施工すること。
また、ポリエチレン管耐震継手については必ずメーカー指定の締付けトルクで接続するとともに、チェックシートを用いて管理を行うこと。

1-2. チェックシートの提出

チェックシートについてはすべての接合箇所（給水管用ポリエチレン管耐震継手含む。）を提出すること。【接合状況写真との整合性がとれるようにすること。】

1-3. 写真撮影及び提出

施工状況写真は原則 20m に 1 箇所、接合状況は全箇所の撮影とし、紙及び電子媒体にて提出すること。完成写真は施工前後で施工箇所がわかるようにすること。
なお、提出部数については監督職員の指示する部数とすること。

1-4. 切管管理

切管調書による残管延長の管理を行い、資材の無駄が生じないようにすること。

1-5. 管の切断

1. ダクタイトル鑄鉄管の切断は、ダイヤモンドブレード若しくはキールカッターを使用し切断すること。
2. 配水用ポリエチレン管の切断は、所定のパイプカッターを使用し切断すること。

1-6. 埋設シート及びテープ

1. 管明示シートは下層路盤と埋め戻し砂の境界に埋設すること。
2. 管明示テープの施工は、以下のとおりする。
 - I ダクタイトル鑄鉄管はポリエチレンスリーブの固定材として使用すること。

- II 配水用ポリエチレン管、硬質塩化ビニル管は管上に貼付し、管長 5m につき、4 箇所胴巻き貼付すること。

1-7. 断水に関する事項

1. 断水計画は、現場状況及び断水該当宅等の水利用状況を勘案したうえで作成し、断水日 5 日前までに監督職員の承諾を得ること。また、断水該当宅へは断水日 3 日前までに「断水のお知らせ」を配布すること。
2. 断水作業は計画的かつ効率的に行い、断水時間の短縮に努めること。
3. 断水時間には洗管作業時間を含むものとする。

1-8. 竣工図書

1. 工事竣工図作成要領について

- I 竣工図は平面図、配管詳細図及び監督職員が指定するものとする。
- II 平面図には配管図を記入し、直管布設部においては官民境界からの離れ及び埋設深を、曲管等の異形管布設部についてはオフセットを表示すること。
また、給水管工事を伴った場合は、止水栓または逆止弁付止水栓までを表記し、併せて水栓番号も記入すること。当該施工箇所は赤色にて表示すること。
なお、縮尺は 1/500 または 1/1,000 とし、図面上に表示すること。
- III 配管詳細図には工事設計図面同様の配管記号により平面的に記入するものとし、各種異形管等についてはト書きにて口径、種別を表記すること。また、切管には寸法をメートル単位（小数点第 1 位まで）で明示すること。なお、平面的な表記では理解しがたい場合は側面図等で補うこと。
- IV 消火栓設置時はメーカー、サイズ、副弁、消火栓バルブ及び丙管の有無を配管詳細図に記載すること。
- V 空気弁設置時はメーカー、補修弁の有無、取り出し口径を配管詳細図に記載すること。
- VI 本工事施工に際して確認できた他埋設管（ガス、下水道等）があった場合は、その埋設位置を平面図に記載すること。

2. オフセット図について

仕切弁及び異形管のオフセットを監督職員の指定する様式にて提出することとし、積雪時にも発見しやすい目標物からの 3 点計測とすること。既設管との接続箇所についても、発見しやすい目標物からの 3 点計測とすること。

なお、仕切弁オフセットについては一つの仕切弁につき一枚作成することとし、当該仕切弁周辺の配管や仕切弁も記載すること。また、オフセット図裏面に該当仕切弁の位置がわかりやすいよう写真を掲載すること。ドレン用仕切弁（止水栓）についてはドレン口径及び放流先（側溝、水路等）が分かるように図示すること。

3. 給水台帳及び給水管分岐替一覧表について

給水管工事を行った場合は給水台帳の修正を行い、給水管分岐替一覧表を作成すること。

4. 竣工図書の提出について

- I 工事竣工図、仕切弁オフセットの提出は紙媒体と電子媒体によるものとし、提出方法は次のとおりとする。

- ・紙媒体・・・・・・・・監督職員の指定する部数。
- ・電子媒体（PDF）・・・・・・・・1式

Ⅱ 給水台帳及び給水管分岐替一覧表については紙媒体により1部提出すること。

第2章 その他

2-1. 環境整備

路面及び側溝等に土砂や作業排水を排出した場合は、作業終了後に清掃を行うこと。

2-2. 家屋調査等について

工事箇所周辺において工事施工により破損の恐れがある家屋、ブロック塀及び石積等がある場合は、工事施工前に当該物件所有者立会いの下に家屋調査を行い現況の確認を行い、工事完成後には所有者より異常の有無を確認していただくこと。

なお、現況確認、異常の有無確認ともに、確認状況がわかる写真を添付した調査調書を作成し、所有者からの署名、押印をいただいたうえで提出すること。

また、異常があった場合は速やかに監督職員へ報告し、対応を協議すること。

2-3. 他工事との同調施工について

他工事と同調施工する場合は、それぞれの工事進捗に影響を及ぼすことのないように同調先との連絡を密にすること。

また、施工により第三者へ損害を及ぼす恐れがある場合は、同調先と施工前に協議のうえ、責任の所在を明らかにしておくこと。